



返還以後の神戸外国人居留地 : 明治後期から大正期 を中心に

中上, 郁

(Citation)

兵庫地理, 56:1-11

(Issue Date)

2011-03-31

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003221>



返還以後の神戸外国人居留地

—明治後期から大正期を中心に—

中上 郁

1. はじめに

神戸外国人居留地（以下、神戸居留地）は 1868（明治元）年、欧米諸国との修好通商条約に基づき開港して以来、神戸の都心部として発展してきた。その後 1899（明治 32）年に日本政府は欧米諸国との条約改正を行い、神戸居留地をはじめとする全国の外国人居留地は解消され、日本政府の手に還ることとなった。

この明治初期から始まる、約 30 年という期間は神戸居留地の形成史と言え、学術的な研究蓄積も多い。しかし同地の 1899（明治 32）年以降の歴史に関して言えば、その研究蓄積は非常に少ないのが現状である。

多くの神戸居留地に関する先行研究は、その歴史的経緯を記述するにあたって、神戸居留地が開港した明治初期、ないしは積極的なまちづくり活動が見られる現代を極めて偏重して扱っている。前者の時代は、神戸居留地が当時としては非常に先進的な都市計画が実施され、歴史的¹⁾、都市計画的²⁾に興味深い時代といえよう。

また後者の現代では、神戸居留地において明治期以降多く建設された、洋風建築物を活かした積極的なまちづくり活動が、成功事例として全国から注目されており、やはり都市計画分野からの研究が絶えない³⁾。しかしこれら明治初期と現代の間である、大正や昭和期を対象とした先行研究は非常に少ないのが実情である。それらの時期を対象とした先行研究はわずかに存在する⁴⁾ものの、あくまで神戸市全体の中での神戸居留地の発展を取り上げたものであり、神戸居留地を中心に扱ったものではない。また中心に論じた研究⁵⁾でも、神戸居留地は日本政府の手に返還された後日本企業などが多く進出し、神戸の都心部として発展したとする、単純な成長の物語

として論じられるのである。

しかし神戸居留地は、1899（明治 32）年までは外国人による占有地であって、そうした土地が日本政府の手に返還されてから発展に至るまでの過程は、単純な都市発展という文脈からは捉えられない。そこはいわば半植民地ともいべき土地であり、いかに同地を日本人が受容し、そして獲得するに至ったのか、より詳細な視点からの検証が必要とされると考えられる。今回本稿では、1899（明治 32）年から大正期にかけての時期を中心に、これらの過程を検証する。

2. 神戸居留地の概要

(1) 神戸居留地の建設

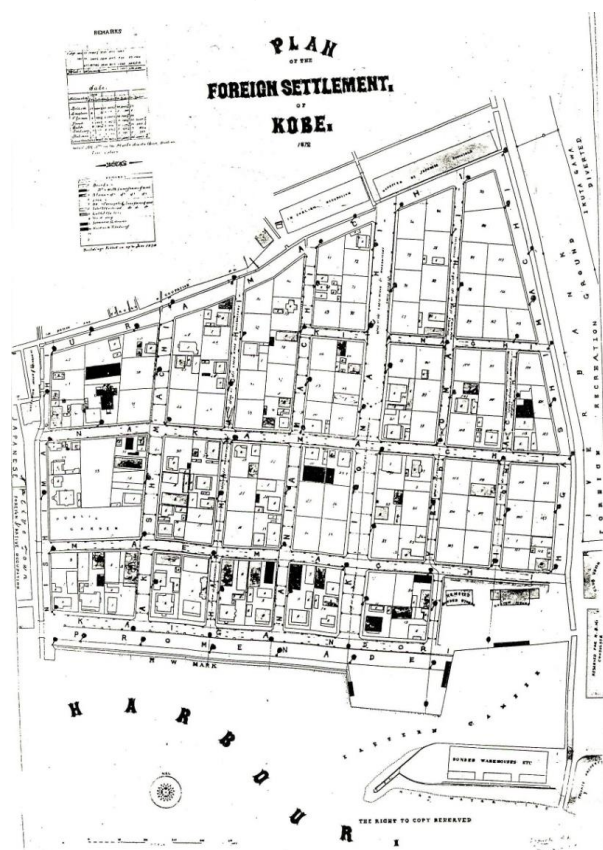
神戸居留地に関する先行研究としては、これまで多数の蓄積がある。先行研究を踏まえながら、まず研究対象である神戸居留地に関して歴史的経緯を概観する。

1868（明治元）年 1 月 1 日、日米修通商条約に基づき、兵庫が開港された。しかし兵庫はすでに江戸時代から港町として発展しており、新たに外国人のための居留地を設定することは不可能であったため、兵庫の東に隣接する神戸村を開港場として居留地が建設された（第 1 図）。居留地は 126 の区画に細分化され、その土地は永代借地⁶⁾として 4 回に分けて競売が行われた。しかし開港直後は居留地の造成が未だ終了しておらず、その全体計画が整い、第 1 回の地所の競売が行われたのは開港後 8 ヶ月が経過した、1868（明治元）年 9 月 10 日であった。なお神戸が開港したにもかかわらず、居留地の造成が完成していなかったため、日本政府と諸外国の間の交渉の結果、外国人と日本人の雑居を認める区域が設定された。この雑居地は東西を生田川と宇治川、

南北を海岸と山ろくに挟まれた区域であった。なお当時日本と清の間には条約関係が無かったため、華僑は欧米人の使用人としての形でしか居留地内に居住が認められず、その多くは居留地西部の雑居地に集住することとなった。

居留地の設置区域としては、東は生田川、西は鯉川、北は西国街道、南は海岸に挟まれた区域が定められた。この神戸居留地の設計、建設にあたったのがJ.W.ハートであった。ハートはイギリスのリバプール生まれのエンジニアで、ペルーを経て上海で船渠の製造に携わったのち、1868（慶応4/明治元）年来神したとされている。これは当時の英字新聞に、ハート本人が神戸居留地において開業したことを知らせる広告が残っていることから推測される。

神戸では居留地行事局の技師として海岸の埋立て、護岸、下水道の設計など居留地の計画と施工監督などにあたった。ハートが1872（明治5）年に作成した神戸居留地の都市計画図は、現在その複製が



第1図 ハートによる神戸居留地計画図

資料：明治五年神戸外国人居留地地図（神戸市立中央図書館所蔵）神戸市史より転載 現在、図書館所蔵図には右端にしみ有り

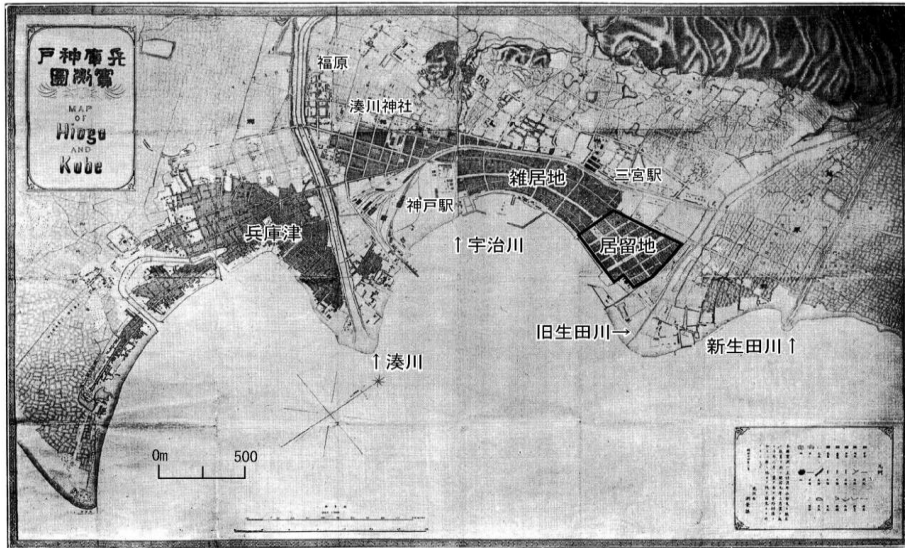
神戸市立中央図書館に所蔵されている。ハートは1873（明治6）年に神戸を去り、のちに上海で下水道を完成させた後、ロンドンで死去した。

これまでの先行研究を参考にすると、神戸居留地の都市構造に関する以下の特徴が挙げられる。

- ①居留地全体を22の街区（ブロック）、126の区画（ロット）に分割
- ②幅90フィート（約27メートル）のメイン道路（現在の京町筋）の設置
- ③歩道と車道の区別
- ④海岸通にプロムナード（遊歩道）を兼ねた緑地帯の設置
- ⑤南北に通ずる道路に排水を海に流す下水道の埋設
- ⑥街路樹やガス灯の設置
- ⑦レクリエーション・グラウンドの設置

神戸居留地は大きく22の街区に分けられ、更にそれらは126の区画に細分化された。特にこの都市計画図上の特徴が、神戸居留地の全体の印象を形成していると言えるだろう。更に歩車道の分離や下水道の設置など、日本には無い、極めて欧米的な都市空間が形成されたと言えよう。

一方当然ながら、神戸居留地の状況と当時の居留地周辺部では、かなりその状況が異なる。明治期の神戸都市圏における土地利用については、既に水内らの研究があるため以下で参考にしたい。水内らによれば当時の神戸は、三本の川を境界線とする用途地域が明確に分けられるという（第2図）。すなわち①旧生田川右岸の河口部に建設された神戸居留地、②生田川—宇治川間に設定された雑居地、③旧来の港町であった兵庫、④雑居地の指定によって用途上の空白地帯となった湊川—宇治川間、⑤生田川以東と兵庫を除く湊川以西である。②の南部は居留地に隣接しており、居留地内部に土地を取得できなかった欧米人らが事務所を建設するなど、居留地に続く業務地区が形成された。③の地区では既に16世紀末には港町が形成されており、神戸開港時には人口約二万のまとまりのある都市が形成されていた。④の地区は雑居地と兵庫の町に位置し、遊郭の



第2図 神戸市街地図（1881年）

注）原図に地名や河川を加筆

資料：明治十四年神戸區地圖 『神戸市史附図』より転載

建設や湊川神社の造営など大規模な開発がなされ、兵庫側に設置されていた県庁が神戸側に移転されるに至った。更には大阪－神戸間の鉄道敷設計画の中で、湊川神社の南側が鉄道の駐車場の建設地となった。⑤の地区では未開発の土地が広がっており、明治初年という早い段階で計画的に区画整理がなされた。同地区は後に労働者向けの低廉な住宅を提供することとなる。

こうした発展を遂げつつあった神戸の中で、貿易業務機能を中心とした神戸居留地は、中心業務地区（CBD）として、いわば神戸の成長を牽引する形で機能していたといえる。同地の土地利用に関しては藤岡の研究が詳しいため、以下では参考にした。まず公的機能として、外国船入船手続きや外交事務を取り扱う運上所（税関）は居留地東南の波止場付近に位置した。一方自治行政機関として38番館を中心に市庁舎が置かれた。また外国商館相互、あるいは日本国の貿易業者との利害問題に関与する兵庫大阪商業会議所が常置された。その他、在日外国公館の多くが居留地内に設置され、各国居留民の保護や、土地問題の処理に当たっていた。

次に商館に関してだが、その数は時代によって変動するものの、1879（明治12）年時点で約50、居留地返還時には約230の商館が居留地内に立地して

いた。商館はいうまでもなく貿易業を主体としているが、具体的な業務としては貿易金融のための銀行、積荷などを分担する運輸業、積荷と従業者に関する保険業などが存在した。商館貿易で特色のあったものとしては、生糸、茶、蚕紙などである。その中でも茶貿易は、中国から茶を輸入し、日本で茶の精製を行い、欧米へ輸出するという過程をとるもので、上海と神戸との強い関連が存在した。のちに茶貿易から海運業に主力を移したが、商館のドッドウェル商会は中国の香港・漢口・福州に商館を配置した茶貿易の主流であった。また商館の中で為替業務・貸付業務を行った銀行として、香港上海銀行、チャータード銀行などが挙げられる。いずれも英国資本によるもので、上海・横浜にも支所を置く。海運業では日本へ初めて定期航路を開いたP. & O汽船会社をはじめとして、約20～25の事業所が存在した。保険業は積荷、船舶、人命、商館建物などに対する危険負担を行い、神戸のみで約50の保険業の駐在があった。やはりこの業種でも英国資本によるものが最も多い。

次に工場に関してだが、製紙工場や製茶工場など多彩な業種の工場が、居留地には建設された。居留地西側では商業的土地利用による市街地化が進んでいたのに対し、東側ではその地形の低湿で不利なと

ころに、工場などの配置が進む構図が見られた。居留地東側には英国系のブラウン商会が居留地へのガス供給を目的として工場を設置した。またキルビー造船所が居留地東の小野浜海岸に工場を建て、ウォルシュ商会が、居留地北側の空き地に製糸工場を建てた。

次にその他の事業所として、報道機関の存在もあげられよう。ヒョーゴニュースやジャパニックロニクルなどの出版社が居留地内に立地した。報道機関は、多数の国籍の居留民相互や企業相互の情報交換に主要な役割を持っていた。しかし日用買回り品など、小売業の集積の余地が居留地内に無かったため、それを補完するように居留地周辺に商店街の「元町通り」が形成された。一方横浜居留地の場合、内部にかなりの小売業が集積していた。

最後に公共施設として、現在の東遊園地が挙げられる。居留地の住民の為のリクリエーショングラウンドが、東の旧生田川自然堤防に、約 1.4 万 km² の面積をとり、テニス、ラグビー、ホッケー等の競技が行われた。また上海・横浜と同様に、三宮の生田神社付近には競馬場が設けられた。ユニオンクラブ、ジャーマンクラブ、インターナショナルクラブなどの社交クラブも存在した。墓地は当初居留地東の小野浜に置かれていたが、後に山手の春日野墓地に移され、更に修法ヶ原に営まれるようになった。

以上のように神戸居留地は、貿易業務を中心とした多彩な機能を有する土地であった。勿論限定されたこの狭い地域では、都市のすべての機能を有することは不可能であったため、その周辺地区に小売店や娯楽機関、金融機関等が接近して立地することとなった。その結果、神戸居留地を核とした一定規模の都市圏が誕生することとなったのである。

(2) 神戸居留地の返還

神戸居留地は、前節で概観したような形で建設されるに至った。本節では神戸居留地が 1899 (明治 32) 年に日本政府の手に返還されることになった経緯について示す。

神戸居留地は開港以降、大きな発展を遂げてきた。しかしそこはあくまで在留外人の為の土地であり、居留地をはじめとする諸外国に有利な権利を保障す

る条約の改正を、政府は大きな目標に掲げていた。欧米に使節を派遣したり、「鹿鳴館時代」に見られるように極端な欧化政策をとったりしたが、当初は容易に諸外国の同意を得られなかった。しかしようやく 1894 (明治 27) 年になって、治外法権の撤廃、内地解放、税率の一部引き上げを内容とする「日英通商航海条約」の締結に成功し、1897 (明治 30) 年末までに各国とも同様の条約を締結するに至った。そして 1899 (明治 32) 年 7 月 17 日、イギリス・アメリカなど 13 ヶ国と締結した新条約が発効し、居留地が返還されることとなった。

この動きを受けて大阪毎日新聞は、1898 (明治 31) 年の一月から二月にかけて、14 回にわたる「新条約の実施と神戸」と題する特集を組んだ。この記事は条約改正によって、神戸における女子教育や工業、貿易、商業などが如何なる影響を受けるのか、そして何を事前に準備しておくべきなのかを論じたものであり、貿易以外に関しては同業組合などで大いに準備を要するべきだと論じた。特に居留地返還に伴う、外国人の内地への雑居が始まる際に問題視されたのは、労働力の流入であった。1897 (明治 30) 年七月に東京で労働組合期成会が結成された時、その設立趣旨として、内地雑居による労働力流入への危機感が挙げられていたことから、そうした意識は全国的に強かったことがわかる。なお、そうした外国人労働力として想定されているのは、多くの場合、清国の人々であったことに留意しておく必要がある。神戸市でも、最終的に政策を動かすことはなかったものの、清国人の中でも単純労働者に関しては、内地雑居を認めるべきではないといった議論が幾度もなされることとなった。

神戸市としては、居留地返還が決定するや、その前年から受け入れ準備にかかり「条約実施準備委員会」を発足させた。また条約改正が実施された場合、内外交渉の事務が増加することを見込んで、神戸市は外国語や法律に詳しい人物を助役として増員した。1899 (明治 32) 年には兵庫県との連絡協議会を開き、居留地消防隊を存続させることや、公園管理や道路・街路樹の維持・修復など細かい点まで取り決めた。神戸居留地側でも、居留地会議を招集して日

本側との交渉にあたり、最終的に 1899（明治 32）年の 7 月 17 日の居留地返還式を迎えることとなった。以下は当時の神戸又新日報の記事「昨日市内の光景」である。

昨日は改正条約実施当日として市内は一般に国旗を掲げ提灯を吊し、神戸市役所はじめ市内の重なる銀行会社及団体は休業して祝意を表し、各学校にては休校して詔勅の奉戴式を行へり。また居留外人中山手の邸宅、自国と我国旗を交叉せる者は多かりしが、元居留地にて国旗を掲揚せしは三、四軒に過ぎず。碇泊船も我が汽船のみ彩旗を掲げ外国の船舶には絶えて見ざりし。又外商及外国銀行等何れも平常の如くして臨時休業するものは無かりし。⁸⁾

ここからは日本側が治外法権の撤廃と居留地返還を喜んでいる様子と、その一方で外国側からしてみれば歓迎できない様子に対比的に見られる。しかし外国側としても、「居留地という立派な都市を外国が建設した」という文脈に沿ったものであったが、公的にはこの居留地撤廃を祝福した。以下は 1899（明治 32）年 7 月 17 日に行われた居留地返還式における、フランス領事の発言である。

30 年前、日本当局がわれわれ外国人に神戸の居留地を引き渡した時、その地は正真正銘の砂浜でした。今日、私たちは、その同じ場所を、美しい建物が立ち並び、倉庫という倉庫には商品があふれた、立派な町に変えて日本政府に返還いたします。この町こそ西洋諸国民の才能の真髓を現す实例であり、象徴であります。（中略）広く美しい並木通り、夜間ガス灯が明るく照らし出す見事な煉瓦造りの歩道、石畳の十字路、今後更に美化され、利用度が高められようとしている遊園地、この整然として清潔な神戸居留地のたたずまいがいたるところで話題を呼び、『極東のモデル居留地』という賞賛をいただいております。⁹⁾

以上のように、居留地の撤廃・返還という出来事は日本政府、外国側双方にとって大きな意義を持つ

ものであった。こうした経緯を踏まえて次章では、神戸居留地が返還されてから数年間を対象に、いかに日本人が当地を受容してきたかを検証する。

3. 返還以後の神戸居留地

（1）日本人による受容

神戸居留地は、そこで商売を営む商人と直接交流が無い限り、一般の人々には馴染みが薄い場所であった。例えば同地の各所には、設立当時から日本の各都市の名を冠した日本語の町名が付けられており、日本各地の地理が地名に投影されていた。しかし欧米人による長い占有の結果、それらは有名無実のものとなっていたのである。以下の観光ガイドは、そうした状況を示している。

「舊居留地」慶應三年兵庫開港に先ち外人居留地設立の要あり。明治五年西町、明石町、播磨町、浪花町、京町、江戸町、伊藤町、東町、北町、裏町等と町名を附せしが、明治二十二年の条約改正迄は全く町名を用ひず単に区劃番なる一番館より百二十六番迄の番號を恰も館號の如く呼稱せり¹⁰⁾

外国人専用の土地でありながら日本各地の地名が反映された神戸居留地であったが、その地名の復活は、居留地の返還を待たねばならなかったのである。そこでは、無機質な番地があたかも建築物の名称の如く機能していた。こうした状況は居留地時代、同地がいかに日本人の土地ではありえなかったかを示している。

神戸居留地が返還された直後、地元の新報ではその特集記事を組み、一般の人々には馴染みが薄い同地の大衆化を図った。例えば当時の兵庫県内で、随一の発行部数を誇る地元紙であった神戸又新日報は 1901（明治 34）年 2 月 20 日から、「舊居留地巡り」と称した神戸居留地の特集を開始している。

一体此居留地は外國の語ではコンセッション（讓與地）とも云ひ又セツトルメント（移民地）とも云ひ訳語の上から云ふても我領分であつて我領分でない様なある様な一向捕へ所のない一區域であつたが例

のノウ、レジーム即ち條約改正實施の新世代から始めて今日の有様となりて内外盆す睦じく彼方から黃田さん如何ですと云へば此方からはミスター、ホワイト、ハウ、アー、ユーと云ふ様な調子で互に隔壁を撤し至極妙であるが類は友を引くばかりでなく自然の必要上より舊居留地は矢張舊居留地でコー云ふと失礼だが所謂燈下暗と云ともあり**内地人の多数には鼻の先に在ても内部の様子を知らね人がある**かと想れるソコデ或外人を案内者として用事方々二時間ばかり居留地巡りを行つた¹¹⁾

この神戸又新日報の記事が指摘するように、居留地が日本側に返還されて2年経過した時点(1901年)でも、いまだ日本人の中には神戸居留地内部に馴染みが薄い人が多かったようである。「我領分であつて我領分でない様なある様な一向捕へ所のない一區域」という表現は、まさしく地元神戸の人々の心情を表している。そのため同紙は、神戸居留地内部の人物・場所・風俗などを紹介する特集を、連日に渡って組むこととなった。またその他にも、居留地内の歴史的建造物を記した特集「居留地の史的建築物」、レストランや遊戯施設を集めた「舊居留地の遊場所」、外国人の文化や生活を紹介した「外人雜俎」など、数多くの記事が居留地返還後のわずか2、3年の内に発表された。

特に以下に引用する「舊居留地の遊場所」の記事などは、長らく外国人の占有地であった同地に、日本人が積極的に繰り出すことを勧めている。

一年中の好時節、花看も好し遊山も好し又晩景から小奇麗な料亭で一酌傾けるのも悪くはないがハイカラ連などは夕食後に腹消化かたがたチと外人倶楽部に遊ぶのも妙かと想はれる(中略)愉快にビールでも傾けて新刊の外國雑誌の挿書でも見、腹が空かねば玉突でも演り英話ができるなら来集の外國人とも談話して面白く一夕を費し得る處が三軒ある別に外國語が出来なくても少しも差支がない酒場のボーイは総て日本人であるから何を注文しようと随意である¹²⁾

神戸の「ハイカラ」な連中は、居留地に繰り出し、

外國雑誌や玉突きなど歐米文化を楽しむことが、記事では提唱される。そこではたとえ外國語ができなくとも、酒場のボーイなどは日本人であるため言葉に不自由はなく、自由に神戸居留地という歐米的な都市空間を楽しむ姿が想定されている。

ここで日本人のボーイについて言及されているように、神戸居留地内ではその返還直後の時点で既に、一定程度の日本人が働いていたことは注目すべきであろう。1900(明治33)年のThe Japan Directoryを参照すると、1900(明治33)年時点で既に100人以上の日本人が、神戸居留地内で働いていたことが分かる。

しかし、如何に神戸居留地内の情報を日本人が手に入れたところで、そして如何に日本人が神戸居留地内で働いていたところで、そこはあくまでも外国人の所有する空間であったことは事実である。條約改正から2年後の1902(明治35)年において、神戸居留地内で土地所有権を保持していたのは、同年五月に英國人から家屋と地所とを買い取った川崎正造氏のみであった。日本人自らが同地において積極的な空間形成を行うことはなく、あくまでも歐米人が形成した都市空間を受容するほかなかつたのである。そうした現状に日本人が甘んじていた当時の様子を、以下の記事は的確についている。

●元居留地の現状

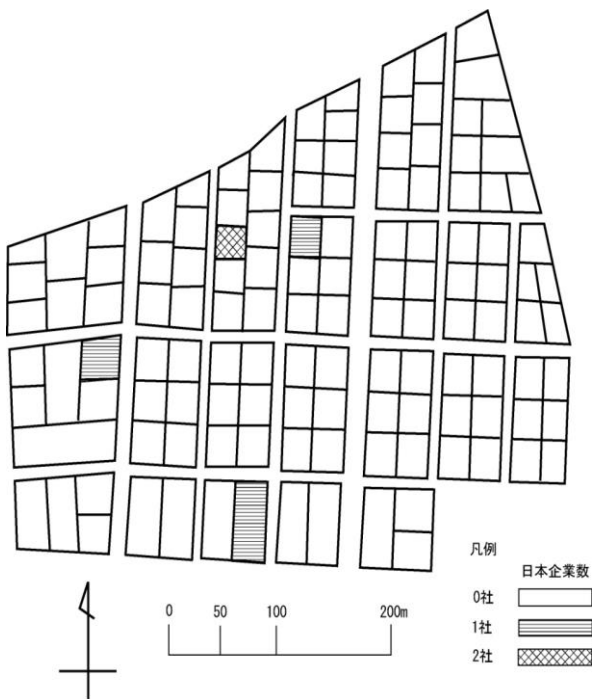
神戸元居留地の現状は領事裁判撤去の外は三十二年改正條約實施以前と未だ著しき差異を認めざるもの如し外商は依然此所こ商業の根拠地となし日本商店の其間に介在せるは僅に東京の野澤組(五十五番)木原商店(三十五番)及今後新設されんとする川崎氏の銀行(三十四番)位に過ぎざるべし(中略)東遊園地は外人遊戯倶楽部の所在地とて自から尚ほ外人の縄張内なるが如き傾きあり¹³⁾

同記事が示す通り、神戸居留地が返還されてから3年がたっていた当時も、同地に進出する日本企業の数はまだまだ少なかつたのである。厳密に言えば、開港当時も條約上、日本人の居留地への進出は禁じられていたわけではなかつた。外國領事と日本官憲

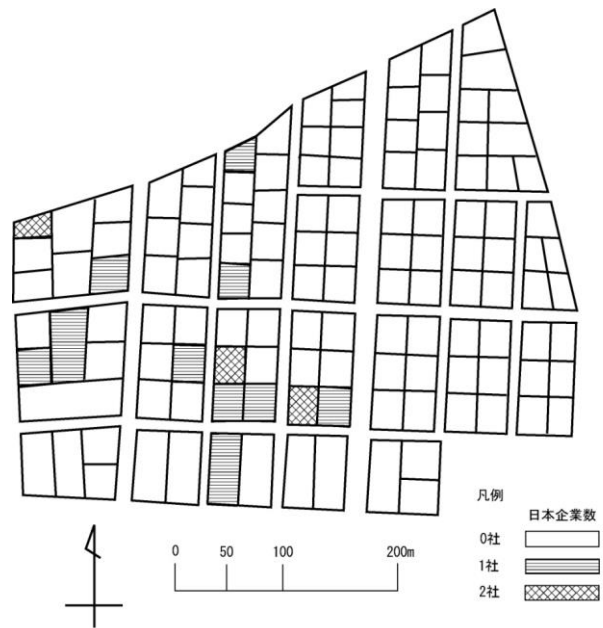
の特別な許可を得れば、地券が譲渡されることも可能であった。しかし実際に、居留地への日本人の進出が活発になったのはやはり条約改正後であった。次節ではこの問題を検証する。

(2) 日本企業の増加とメディアの反応

The Japan Directory によると、居留地返還の翌年である 1900 (明治 33) 年での居留地内の日本企業は、6 社に過ぎなかった。そして条約改正から 10 年後の 1909 (明治 42) 年には 16 社へと、日本企業の数は増加を始めた。ただし 1900 (明治 33) 年 (第 3 図)、そして 1909 (明治 42) 年 (第 4 図) 時点では、神戸居留地における日本企業は未だ居留地西部に偏って立地していたことに留意すべきである。すなわち居留地全体で見ると、居留地内のメインストリートである京町筋沿いや、海岸通といった一等地への日本企業の進出はまだまだ少なく、日本企業のプレゼンスは低いものであったのが実状である。これらの状況は次章において触れる、日本企業が一層増加しつつあった 1919 (大正 8) 年時点での状況とは対照的であった。



第 3 図 神戸居留地内での日本企業分布 (1900 年)
注) The Japan Directory, 1900 の調査による



第 4 図 神戸居留地内での日本企業分布 (1909 年)
注) The Japan Directory, 1909 の調査による

しかしそうはいっても、神戸居留地内への日本企業の進出は止まることは無かった。日本企業の居留地への進出によって、居留地の地価は全般的に高くなっていき、神戸市の最高地価もそれまでは栄町一丁目であったのが、居留地内の土地へ移行するようになった。その結果建築物も高層化が進み、神戸居留地は都市的機能を一層高めていくこととなったのである。

そして 1914 (大正 3) 年に始まる第一次大戦の前後の時期には、大戦に伴う欧米企業の没落等の影響で、神戸居留地内での日本企業のプレゼンスはより増大することとなった。多くの欧米企業が神戸居留地からの撤退を余儀なくされた第一次世界大戦によって欧州を不況の波が襲い、その結果、同地に立地していた多くの商館を日本人が買収するに至ったのである。

第一次大戦期における、神戸居留地への日本企業の進出の実態を示すにあたって、まず当時の神戸市全体の中での神戸居留地の位置づけを示す必要がある。なぜなら、神戸居留地の位置づけが明確化されて始めて、そこに進出する企業の特徴や、日本企業が増加する意味が明らかになるためである。返還以後、すなわち第一次大戦前後での神戸居留地の状況は、前章で触れた居留地設立当時とはかなり異なる。本章が対象としている、都市化が進む神戸市 (

第5図)の中で神戸居留地は、貿易業務地区としてその機能をより特化させていくこととなる。

前述したように、前近代の商業の中核は兵庫港を擁する兵庫の町であった。兵庫は国内の交易の中心、神戸は対外貿易の拠点として商業地区が二極化していた。この両極の中間の神戸駅は、1874(明治7)年に国鉄東海道線のターミナル駅となり、新たな交通の焦点となった。神戸病院(1879年)や神戸取引所(1896年)、神戸市役所(1909年)などの公的機関が相次いで進出し、神戸駅前地区は行政・公務地区として特化することとなった。

一方他の都心的な機能は、同地区から東西に水平的に発達していた。行政機能地区から西部に向けては、湊川を埋め立てて造成した飲食慰楽地が生まれた。この地区は明治末から昭和初期に至るまで、映画館や劇場などが立地し、飲食・小売店が集まる通りをなしていた。

行政機能地区から東部にかけては、国鉄線の神戸駅から三宮駅(現在の元町駅)に沿って、中心商店街が発達した。西洋反物、西洋酒問屋などの商店が

軒を連ね、欧米人と神戸市民の商店街として発達していた。同商店街の南部には栄町通が走り、神戸の中心金融街として栄えた。神戸居留地はこの中心商店街の東に隣接しており、更に居留地東部には貿易品加工工場などが立地していた。

このように神戸市では、東西に長い軸形多核心の都心機能地区が形成された。西から飲食慰楽地、行政・公務地区、小売業地区、金融街、そして神戸居留地と東西軸に沿って都心的機能の分化がおこっていた。この中で神戸居留地の位置づけとしては、やはり貿易業務地区としての特化という点が大きいだろう。例えば神戸居留地内での土地利用についてみれば、既に1900(明治33)年の時点で貿易業務関連の土地は、全体の約75%を占めていたのである。

第一次大戦期の1917(大正6)年には神戸港の輸入額は横浜をしのいで10億円を越え、1919(大正8)年には14.6億円を記録した。この神戸港の勃興を後押ししたのが、まさに神戸居留地の存在であった。同地には神戸市の中でも、極めて多くの商社が集中し、貿易業務が活発に行われていた。



第5図 神戸市街地区(1923年)

注:原図に地名や駅、河川名を加筆

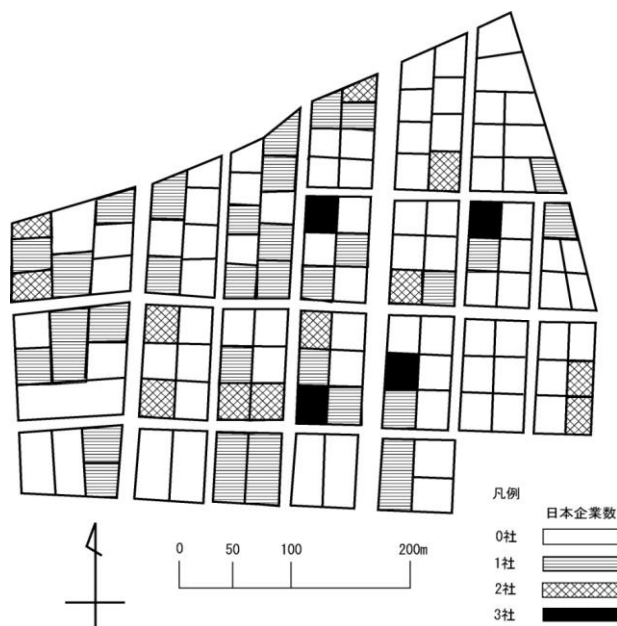
資料:大日本帝國陸地測量部大正十二年測量 神戸首部 一万分一地形図

この時点では既に居留地制度は消滅していたが、居留地内には神戸の外国商社のおよそ 70%が立地していた。居留地時代からの商社がそのまま存続しているものは少ないが、古くから神戸に商館を置いたサミュエル商会は、約 20 の英国系商社の代理事業を行い基盤を広げていた。

また茶貿易で知られたドッドウェル商会はこの時期には、10 の保険会社の代理事業、船舶関係、機械などの専門商社に転じていた。

しかしやはり第一次大戦による欧州不況の波は著しかったようである。当該時期の新聞記事はその状況を示している。欧州方面の注文皆無と米国南洋印度方面の需要減退に加えて内地商人の益々進歩せるは輪が大なる障碍物を外商の前に横えたので昨今の形勢は悲観を以て満たされている数ヶ月前まで儼々と金看板を掲げたる外商館が何処へ消え失せたか何時の間にか閉店したるものを元居留地内で諸所に買受ける老舗の商館は流石に屋台骨は固いがソレでも営業費が嵩張りて内輪は余程苦しい模様である¹⁴⁾

この記事が示すように、第一次大戦による欧州での不況により、神戸居留地内の外国商社の多くが撤退を余儀なくされていた。その一方で立地交代は激しかった一方で、「内地商人の益々進歩せる」という表現に見られるように、日本企業の躍進は著しかったようで、大手商社の三井物産や、兼松、日綿実業、岩井産業などがこの時期に土地建物を取得し、貿易業務地区として発達していた居留地に進出を始めていた。1919（大正 8）年時点での神戸居留地内における日本企業の分布（第 6 図）を見ると、それ以前とはかなり異なった様相が見て取れる。まず、日本企業が神戸居留地全体に広く分布しているのが一つの特徴である。これは、居留地西部に偏って立地していた 1900（明治 33）年、1909（明治 42）年時点とは明らかに異なる点であろう。また神戸居留地内のメインストリートであった京町筋沿いや、海岸通のバンド沿いにも、日本企業の進出が多く見られる。これら神戸居留地内の一等地へ、日本企業が進出



第 6 図 神戸居留地内での日本企業分布（1919 年）
注）The Japan Directory, 1919 の調査による

した意味は大きい。またそうした土地へ進出した日本企業の内訳を見ると、運輸業、船舶会社、商社などが目立つ。これは当時の日本経済を活気付けた、第一次大戦に伴う軍需景気の影響によるものと思われる。

神戸居留地における日本企業の増加の現状について、当時期の新聞は多くの記事で伝えていた。以下の記事は、神戸又新日報の記事である。

我商工界の発展と直輸業の進歩と築港工事の進捗とよりして元居留地日本商館の著るしく増加せし事實は過般の本紙上に統計を以て之を示したり然るに其後の形勢を視るに新陳代謝、適者生存の原則は此所にてても其勢力を逞うし内地商館増加の程度は更に一層著大なるものありて在留外人の所謂セツトルメント(居留地)及びジャパニーズ、タウン(栄町元町辺)の称呼は余り遠からざる将来に於て全く不用に属し有名無実に終らんやの疑いあり¹⁵⁾

同記事は居留地という名称が、いずれ有名無実のものになるほど、当地への日本商館の進出が著しいことを主張している。更に新聞以外でも、観光ガイドまでもがこうした現象を取り上げはじめた。

「元居留地」安政五年時の大老井伊直弼が締結した假条約で兵庫開港が定まり、慶應三年十二月七日に漸く開港式を挙げ、引続いて幕府が二十五萬餘兩で居留地二十五町歩の工事を起し明治政府が継承完成した。明治三十二年の改正条約実施と共に其名は消滅したが便宜上今でも使用している。(中略)五階以上の凌雲高閣は随所に樹立櫛比し、今では外国商館は稀で多くは邦人の活躍舞臺となつて居る¹⁶⁾

その他にも神戸又新日報では、神戸居留地において日本企業が所有する土地の番地と其の面積を一覧にして提示し、如何に日本企業が同地において増加しているかを示すなどし、神戸では新聞をはじめとするメディアが、日本企業の増加を後押しする言説として機能するまでに至ったと言えるだろう。

しかし逆に言えば、軍需景気を追い風にするものではじめて、日本企業は神戸居留地内で急増することができたと言える。日本で最大の外国人居留地であった横浜に目を転じれば、神戸との差異は明白である。返還直後の1900(明治33)年時点での、居留地へ進出していた日本企業数を比較すると、神戸6社に対して、横浜47社である。第一次大戦による好況を追い風にして、居留地でのプレゼンスを高めた神戸の日本企業に対して、横浜では既に多数の日本企業が居留地へ進出しており、日本企業にとっての好況だからといって神戸ほど激烈にそれを祝う論調の記事は少なかった¹⁷⁾

第一次大戦期における神戸では、軍需景気に伴う日本企業の神戸居留地内での増加、そしてそれを後押しする形でのメディア言説、これらが見られたと要約できよう。両者は密接に結びついていたと言える。

4. 終りに

神戸居留地に関する多くの先行研究が、明治初期ないしは現代を中心的に扱う中、本稿は特にその返還以降から大正期を対象に議論を進めてきた。欧米との不平等条約が改正された明治32年以降、神戸居留地を日本人が受容し、獲得してきた過程を本稿は示したものとされる。

一方本稿が対象とした時期以降、すなわち大正期から昭和初期にかけての神戸居留地の状況は、今回論じたものとは様相を少々異にする。その時期では、神戸居留地時代を回顧する際、「欧米人に抑圧された」とするネガティブな記憶がメディア上で生産された¹⁸⁾。更には本稿の冒頭でも簡単に触れた、外国人専用の土地所有権である「永代借地」権に関する問題が、日本人のナショナリズムを強く喚起する事態¹⁹⁾が生まれるまでに至った。これらの問題は、旧植民地の脱植民地化過程にも通底する²⁰⁾ものであり、また稿を改めて論じることとしたい。

付記

本稿は、神戸大学人文学研究科に提出した2010年度修士論文の一部を改稿したものである。ご指導いただいた長谷川孝治教授に改めて深く感謝いたします。なお、本稿の一部は2010年11月の人文地理学会大会において口頭発表を行った。

注

- 1) 例えば、(1) 楠本利夫(2004):神戸外国人居留地:国際都市神戸のルーツを探る,人間文化18, pp.1-12. (2) 坂本勝比古(1960):神戸居留地の成立過程と現存する一洋館について(歴史・意匠),日本建築学会論文報告集66-2, pp.613-616.
- 2) 例えば、坂本勝比古(2001):神戸外国人居留地の形成とその展開,神戸外国人居留地研究会年報1, pp.1-23.
- 3) 例えば、武田則明(2001):神戸居留地の都市景観とまちづくりについて(特集 都市と景観)--(都市再生へのアプローチ),CEL57, pp.41-45.
- 4) 藤岡ひろ子(1983):『神戸の中心市街地』大明堂。
- 5) 尹正淑(1989):神戸居留地の都心への発達過程,史林72-4.
- 6) 開国に際して日本は、外国人が土地を所有することを認めず、居留地を造成してその土地を「貸与」した。これは土地所有と実質的に等しい永代借地権を認めたもので、無期限貸与という形をとった。この永代借地権は、1937年まで継続された。以上の内容は、神木哲男(2005):居留地と外国貿易のはじまり,神戸外国人居留地研究会編『神戸と居留地』神戸新聞総合出版センター, pp.11-45.
- 7) 水内俊雄・加藤政洋・大城直樹(2008):『モダン都市の系譜 地図から読み解く社会と空間』ナカニシヤ出版。

- 8) 神戸又新日報 1899 (明治 33) 年 7 月 17 日。
- 9) のじぎく文庫編 堀博・小出石史郎訳 (1980) : 『ジャパン・クロニクル紙ジュビリーナンバー 神戸外国人居留地』神戸新聞出版センター, pp.118-120.
- 10) 横尾繁六 (1935) : 『神戸観光要覧』神戸市神戸区役所内神戸区観光協会, p.32.
- 11) 神戸又新日報 1901 (明治 34) 年 2 月 20 日。強調は筆者。
- 12) 神戸又新日報 1902 (明治 35) 年 3 月 25 日。
- 13) 神戸又新日報 1903 (明治 36) 年 9 月 1 日。
- 14) 神戸又新日報 1921 (大正 10) 年 11 月 1 日。
- 15) 神戸又新日報 1916 (大正 5) 年 5 月 8 日。
- 16) 神戸市 (1930) : 『神戸観光要覧 神戸付近名勝案内』神戸市, p.11.
- 17) 例えば以下の新聞記事からは、単純に第一次大戦に伴う外国企業の没落を祝うのではなく、貿易業における日本企業の弱点分野を認識すべきだとする、冷静な論調が見られる。横浜市振興策 (其一～其五) 横浜貿易新報 1916 (大正 5) 年 1 月 21-6 月 24 日。
- 18) 例えば以下の記事が挙げられる。「日本の勢力は実に微々たるもので「此館へ日本人立入るべからず」の貼札は何れの商館にも張出されたものである。以て当時の状勢を窺い知ることが出来るが、日本人は那麼ことで何時までも辛棒して居る人間ではない」大阪毎日新聞 1916(大正 5)年 6 月 19、20 日。
- 19) 例えば以下の記事が挙げられる。「わが国が世界の一等国に列したにかかわらず明治初年の名残である外国人の永代借地権を所有する土地が神戸市元居留地にまだだいぶ残存している」大阪朝日新聞 1930 (昭和 5) 年 5 月 7 日。
- 20) E.W.サイド 大橋洋一訳 (2001) : 『文化と帝国主義 2』みすず書房。

参考文献

- E.W.サイド 大橋洋一訳 (2001) : 『文化と帝国主義 2』みすず書房。
- 神木哲男 (2005) : 居留地と外国貿易のはじまり, 神戸外国人居留地研究会編『神戸と居留地』神戸新聞総合出版センター, pp.11-45.
- 楠本利夫 (2004) : 神戸外国人居留地 : 国際都市神戸のルーツを探る, 人間文化 18, pp.1-12.
- 神戸市 (1930) : 『神戸観光要覧 神戸付近名勝案内』神戸市。
- 坂本勝比古 (1960) : 神戸居留地の成立過程と現存する一洋館について(歴史・意匠), 日本建築学会論文報告集 66-2, pp. 613-616.
- 坂本勝比古 (2001) : 神戸外国人居留地の形成とその展開, 神戸外国人居留地研究会年報 1, pp.1-23.
- 武田則明 (2001) : 神戸居留地の都市景観とまちづくりについて (特集 都市と景観) -- (都市再生へのアプローチ), CEL57, pp.41-45.

- のじぎく文庫編 堀博・小出石史郎訳 (1980) : 『ジャパン・クロニクル紙ジュビリーナンバー 神戸外国人居留地』神戸新聞出版センター, pp.118-120.
- 藤岡ひろ子 (1983) : 『神戸の中心市街地』大明堂。
- 水内俊雄・加藤政洋・大城直樹 (2008) : 『モダン都市の系譜 地図から読み解く社会と空間』ナカニシヤ出版。
- 横尾繁六 (1935) : 『神戸観光要覧』神戸市神戸区役所内神戸区観光協会, p.32.

(なかがみ かおる・神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程 (2011 年 4 月より富士通総研勤務))